令和4年第3回(9月)

川口市議会定例会

一 般 議 案

令和4年第3回(9月)川口市議会定例会議案目次(一般議案)

議案第	8 7 号	川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正す	
		る条例	1
議案第	8 8 号	川口市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条	
		例	2
議案第	8 9 号	川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を	
		改正する条例2	6
議案第	9 0 号	川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の	
		一部を改正する条例2	7
議案第	9 1 号	川口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例… 2	8
議案第	9 2 号	川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例3	2
議案第	9 3 号	川口市暫定再任用職員の採用等に関する条例3	8
議案第	9 4 号	川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…4	4
議案第	9 5 号	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正	
		する条例······· 4	5
議案第	9 6 号	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条	
		例4	7
議案第	9 7 号	工事請負契約の締結について(旧領家高層住宅・領家公民館	
		• 領家保育所解体工事)4	9
議案第	9 8 号	工事請負契約の締結について(中学校夜間学級新校舎建設工	
		事)	0
議案第	99号	損害賠償の額の決定について	1
議案第1	00号	市道路線の認定について(新郷第207-2号線)5	2
議案第1	01号	市道路線の認定について(鳩ヶ谷第222-1号線)5	3
議案第1	02号	市道路線の廃止について(横曽根第369号線)5	4
議案第1	03号	市道路線の廃止について(鳩ヶ谷第9025号線ほか1路線)…5	5
議案第1	0 4 号	令和3年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定につい	
		τ	6
議宏 第 1	0.5号	会和3年度川口市水道事業会計決質認定について5	7

議案第106号	令和3年度川口市下水道事業会計決算認定について5	8
議案第107号	令和3年度川口市病院事業会計決算認定について5	9
議案第108号	川口市教育委員会教育長の任命同意について6	0
議案第109号	川口市教育委員会委員の任命同意について6	1
議案第110号	人権擁護委員の候補者の推薦について6	2

議案第 87号

川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例(平成5年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

第15条中「規定する」を「定める」に改める。

附則第3項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第4条、 第9条、第10条及び第13条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される川口市議会議員及び川口市長の選挙について適用し、この条例の施行の 目前にその期日を告示された川口市議会議員及び川口市長の選挙については、な お従前の例による。

令和4年9月2日提出

議案第 88号

川口市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 (川口市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 川口市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (第6条-第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条·第13条)

第5章 雜則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「は、その」を「は、同条の規定にかかわらず、当該」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項第1号中「その職員に」を「当該職員の」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「市長の承認を得て、」を

「これらの期限の翌日から起算して」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改め、同条第5項を削る。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

- 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。
 - (1) 川口市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第17号)第10条の2 第1項の規定により管理職手当を支給される職員の職
 - (2) 川口市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41 年条例第62号)第4条の規定により管理職手当を支給される職員の職
 - (3) 川口市学校職員の給与等に関する条例(昭和44年条例第16号)第3条の規定により県費負担に係る学校職員の例により管理職手当を支給される職員の職
 - (4) 川口市医療センター企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年条例第33号)第6条の規定により管理職手当を支給される職員の職(管理監督職勤務上限年齢)
- 第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。 (他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)
- 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下 この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第1 3条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるものの ほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
 - (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任

又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この章において同じ。) 以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

- 第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。
 - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に

著しい支障が生ずること。

- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の 事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支 障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらか じめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、 当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、 他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職

務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年 退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

- 第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市の加入する地方公共団体 の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報 に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雜則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項 は、規則で定める。

附則第2項を削り、附則に次の見出し及び4項を加える。

(定年に関する特例)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定 の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	6 1 年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	6 2 年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	6 4 年

- 3 前項の規定は、医師及び歯科医師については、適用しない。 (定年の引上げに伴う定年による退職の特例に関する経過措置)
- 4 令和5年4月1日から令和11年3月31日までの間における第4条の規定 の適用については、同条第1項中「できる」とあるのは「できる。ただし、第 9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この 条において同じ。)(第9条の規定により延長された異動期間を含む。)を延 長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職を いう。以下この条において同じ。)を占めている職員については、第9条の規 定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員

が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない」と、同条第2項ただし書中「定年退職日」とあるのは「定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」とする。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により 任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報 の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤 務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤 務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員にあっては、当該職 員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間)において、当該職 員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に 関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の 翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(川口市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 川口市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(初任給、昇給、昇格等の基準)」を付し、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条中第9項を削り、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 6 0歳を超える職員(市長が別に定める職員を除く。)の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が別に定める基準に従い決定するものとする。 第4条に次の1項を加える。
- 10 川口市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第7号)第12条又は 第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務

職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年条例第6号。以下「勤務時間等に関する条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第9条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第1項中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の4第1項中「この条」を「この項及び第3項」に、「その者」を「 当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職 員」に改める。

第17条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に 改め、同条中「第7条」を「第4条第1項から第9項まで、第6条の3、第7条 」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

20 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最

初の4月1日(附則第22項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。)とする。

- 21 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 及び非常勤職員
 - (2) 医師及び歯科医師
 - (3) 川口市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
 - (4) 川口市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第8条第2号に規定する管理監督職を占める職員
- 2 2 地方公務員法第 2 8 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第 2 4 項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 2 0 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第 2 0 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額 との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超え

る場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第20項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第22項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 2 5 附則第22項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2 0項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支 給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職 員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前3項の規定に準じ て算出した額を給料として支給する。
- 26 附則第22項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第1 6条第5項(第16条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定の適 用については、第16条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と 附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料の額との合計額」とす る。
- 27 附則第20項から前項までに定めるもののほか、附則第20項の規定による給料月額、附則第22項の規定による給料その他附則第20項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1行政職給料表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用	基 準 給料月額	基 準給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額				
短時	円	円	円	円	円	円	円	円
間勤 務職 員	187, 300	214, 900	241, 400	259, 100	278, 500	293, 100	317, 500	356, 000

別表第2医療職給料表の医療職給料表(1)を次のように改める。

医療職給料表(1)

安保	職員	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
前再 任用 短時 間數 3 327,500 398,900 444,100 556,600 4 330,700 401,700 446,900 559,400 章 333,900 404,300 449,600 562,000 6 336,700 407,200 452,500 564,600 7 339,500 410,100 455,400 567,200 8 342,300 413,000 458,300 569,800 9 345,100 415,800 461,000 572,400 10 348,000 418,600 463,900 574,900 11 350,900 421,400 466,800 577,400 12 353,800 424,200 469,700 579,900 13 356,500 426,800 472,400 582,400 14 359,500 429,600 475,200 584,900 15 362,500 432,400 478,000 587,400 16 365,500 432,400 478,000 589,900 17 368,300 437,900 483,500 599,400 18 371,100 440,600 486,300 594,900 20 376,700 446,000 491,900 599,900 21 379,300 448,800 494,500 602,300 22 382,200 451,600 497,200 604,800 23 385,100 454,400 499,900 607,300 24 388,000 457,200 505,300 612,200 26 393,400 462,600 508,000 614,600		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時 2 324,300 396,100 441,300 553,800	前再	1				
務職 3 327,500 398,900 444,100 556,600 47,000 数 448,000 559,400 数 401,700 446,900 559,400 数 559,400 数 401,700 446,900 562,000 6 336,700 407,200 452,500 564,600 7 339,500 410,100 455,400 567,200 8 342,300 413,000 458,300 569,800 9 345,100 415,800 461,000 572,400 10 348,000 418,600 463,900 574,900 11 350,900 421,400 466,800 577,400 12 353,800 424,200 469,700 579,900 13 356,500 426,800 472,400 582,400 14 359,500 429,600 475,200 584,900 15 362,500 432,400 478,000 587,400 16 365,500 437,900 488,300 589,900 17 368,300 437,900 483,500 592,400 18 371,100 440,600 486,300 594,900 19 373,900 443,300 489,100 597,400 20 376,700 446,000 491,900 599,900 21 379,300 448,800 494,500 602,300 22 382,200 451,600 497,200 604,800 23 385,100 454,400 499,900 607,300 24 388,000 457,200 505,300 612,200 26 393,400 462,600 508,000 614,600	短時	2	324, 300	396, 100	441, 300	553, 800
(株) 日本 (170	務職	3	327, 500	398, 900	444, 100	556, 600
5 333,900 404,300 449,600 562,000 6 336,700 407,200 452,500 564,600 7 339,500 410,100 455,400 567,200 8 342,300 413,000 458,300 569,800 9 345,100 415,800 461,000 572,400 10 348,000 418,600 463,900 574,900 11 350,900 421,400 466,800 577,400 12 353,800 424,200 469,700 579,900 13 356,500 426,800 472,400 582,400 14 359,500 429,600 475,200 584,900 15 362,500 432,400 478,000 587,400 16 365,500 435,200 480,800 589,900 17 368,300 437,900 483,500 592,400 18 371,100 440,600 486,300 594,900 20 376,700 446,000 491,900	外の	4	330, 700	401, 700	446, 900	559, 400
7 339,500 410,100 455,400 567,200 8 342,300 413,000 458,300 569,800 9 345,100 415,800 461,000 572,400 10 348,000 418,600 463,900 574,900 11 350,900 421,400 466,800 577,400 12 353,800 424,200 469,700 579,900 13 356,500 426,800 472,400 582,400 14 359,500 429,600 475,200 584,900 15 362,500 432,400 478,000 587,400 16 365,500 435,200 480,800 589,900 17 368,300 437,900 483,500 592,400 18 371,100 440,600 486,300 594,900 19 373,900 443,300 489,100 597,400 20 376,700 446,000 491,900 599,900 21 379,300 448,800 494,500 <td></td> <td>5</td> <td>333, 900</td> <td>404, 300</td> <td>449, 600</td> <td>562, 000</td>		5	333, 900	404, 300	449, 600	562, 000
8 342,300 413,000 458,300 569,800 9 345,100 415,800 461,000 572,400 10 348,000 418,600 463,900 574,900 11 350,900 421,400 466,800 577,400 12 353,800 424,200 469,700 579,900 13 356,500 426,800 472,400 582,400 14 359,500 429,600 475,200 584,900 15 362,500 432,400 478,000 587,400 16 365,500 435,200 480,800 589,900 17 368,300 437,900 483,500 592,400 18 371,100 440,600 486,300 594,900 19 373,900 443,300 489,100 597,400 20 376,700 446,000 491,900 599,900 21 379,300 448,800 494,500 602,300 22 382,200 451,600 497,200 604,800 23 385,100 454,400 499,900		6	336, 700	407, 200	452, 500	564, 600
9 345, 100 415, 800 461, 000 572, 400 10 348, 000 418, 600 463, 900 574, 900 11 350, 900 421, 400 466, 800 577, 400 12 353, 800 424, 200 469, 700 579, 900 13 356, 500 426, 800 472, 400 582, 400 14 359, 500 429, 600 475, 200 584, 900 15 362, 500 432, 400 478, 000 587, 400 16 365, 500 435, 200 480, 800 589, 900 17 368, 300 437, 900 483, 500 592, 400 18 371, 100 440, 600 486, 300 594, 900 19 373, 900 443, 300 489, 100 597, 400 20 376, 700 446, 000 491, 900 599, 900 21 379, 300 448, 800 494, 500 602, 300 22 382, 200 451, 600 497, 200 604, 800 23 385, 100 454, 400 499, 900 607, 300 24 388		7	339, 500	410, 100	455, 400	567, 200
10 348,000 418,600 463,900 574,900 11 350,900 421,400 466,800 577,400 12 353,800 424,200 469,700 579,900 13 356,500 426,800 472,400 582,400 14 359,500 429,600 475,200 584,900 15 362,500 432,400 478,000 587,400 16 365,500 435,200 480,800 589,900 17 368,300 437,900 483,500 592,400 18 371,100 440,600 486,300 594,900 19 373,900 443,300 489,100 597,400 20 376,700 446,000 491,900 599,900 21 379,300 448,800 494,500 602,300 22 382,200 451,600 497,200 604,800 23 385,100 454,400 499,900 607,300 24 388,000 457,200 502,600 609,800 25 390,700 459,900 505,300		8	342, 300	413, 000	458, 300	569, 800
11 350,900 421,400 466,800 577,400 12 353,800 424,200 469,700 579,900 13 356,500 426,800 472,400 582,400 14 359,500 429,600 475,200 584,900 15 362,500 432,400 478,000 587,400 16 365,500 435,200 480,800 589,900 17 368,300 437,900 483,500 592,400 18 371,100 440,600 486,300 594,900 19 373,900 443,300 489,100 597,400 20 376,700 446,000 491,900 599,900 21 379,300 448,800 494,500 602,300 22 382,200 451,600 497,200 604,800 23 385,100 454,400 499,900 607,300 24 388,000 457,200 502,600 609,800 25 390,700 459,900 505,300 612,200 26 393,400 462,600 508,000		9	345, 100	415, 800	461, 000	572, 400
12 353,800 424,200 469,700 579,900 13 356,500 426,800 472,400 582,400 14 359,500 429,600 475,200 584,900 15 362,500 432,400 478,000 587,400 16 365,500 435,200 480,800 589,900 17 368,300 437,900 483,500 592,400 18 371,100 440,600 486,300 594,900 19 373,900 443,300 489,100 597,400 20 376,700 446,000 491,900 599,900 21 379,300 448,800 494,500 602,300 22 382,200 451,600 497,200 604,800 23 385,100 454,400 499,900 607,300 24 388,000 457,200 502,600 609,800 25 390,700 459,900 505,300 612,200 26 393,400 462,600 508,000 614,600		10	348, 000	418, 600	463, 900	574, 900
13 356, 500 426, 800 472, 400 582, 400 14 359, 500 429, 600 475, 200 584, 900 15 362, 500 432, 400 478, 000 587, 400 16 365, 500 435, 200 480, 800 589, 900 17 368, 300 437, 900 483, 500 592, 400 18 371, 100 440, 600 486, 300 594, 900 19 373, 900 443, 300 489, 100 597, 400 20 376, 700 446, 000 491, 900 599, 900 21 379, 300 448, 800 494, 500 602, 300 22 382, 200 451, 600 497, 200 604, 800 23 385, 100 454, 400 499, 900 607, 300 24 388, 000 457, 200 502, 600 609, 800 25 390, 700 459, 900 505, 300 612, 200 26 393, 400 462, 600 508, 000 614, 600		11	350, 900	421, 400	466, 800	577, 400
14 359,500 429,600 475,200 584,900 15 362,500 432,400 478,000 587,400 16 365,500 435,200 480,800 589,900 17 368,300 437,900 483,500 592,400 18 371,100 440,600 486,300 594,900 19 373,900 443,300 489,100 597,400 20 376,700 446,000 491,900 599,900 21 379,300 448,800 494,500 602,300 22 382,200 451,600 497,200 604,800 23 385,100 454,400 499,900 607,300 24 388,000 457,200 502,600 609,800 25 390,700 459,900 505,300 612,200 26 393,400 462,600 508,000 614,600		12	353, 800	424, 200	469, 700	579, 900
15 362, 500 432, 400 478, 000 587, 400 16 365, 500 435, 200 480, 800 589, 900 17 368, 300 437, 900 483, 500 592, 400 18 371, 100 440, 600 486, 300 594, 900 19 373, 900 443, 300 489, 100 597, 400 20 376, 700 446, 000 491, 900 599, 900 21 379, 300 448, 800 494, 500 602, 300 22 382, 200 451, 600 497, 200 604, 800 23 385, 100 454, 400 499, 900 607, 300 24 388, 000 457, 200 502, 600 609, 800 25 390, 700 459, 900 505, 300 612, 200 26 393, 400 462, 600 508, 000 614, 600		13	356, 500	426, 800	472, 400	582, 400
16 365, 500 435, 200 480, 800 589, 900 17 368, 300 437, 900 483, 500 592, 400 18 371, 100 440, 600 486, 300 594, 900 19 373, 900 443, 300 489, 100 597, 400 20 376, 700 446, 000 491, 900 599, 900 21 379, 300 448, 800 494, 500 602, 300 22 382, 200 451, 600 497, 200 604, 800 23 385, 100 454, 400 499, 900 607, 300 24 388, 000 457, 200 502, 600 609, 800 25 390, 700 459, 900 505, 300 612, 200 26 393, 400 462, 600 508, 000 614, 600		14	359, 500	429, 600	475, 200	584, 900
17 368, 300 437, 900 483, 500 592, 400 18 371, 100 440, 600 486, 300 594, 900 19 373, 900 443, 300 489, 100 597, 400 20 376, 700 446, 000 491, 900 599, 900 21 379, 300 448, 800 494, 500 602, 300 22 382, 200 451, 600 497, 200 604, 800 23 385, 100 454, 400 499, 900 607, 300 24 388, 000 457, 200 502, 600 609, 800 25 390, 700 459, 900 505, 300 612, 200 26 393, 400 462, 600 508, 000 614, 600		15	362, 500	432, 400	478, 000	587, 400
18 371, 100 440, 600 486, 300 594, 900 19 373, 900 443, 300 489, 100 597, 400 20 376, 700 446, 000 491, 900 599, 900 21 379, 300 448, 800 494, 500 602, 300 22 382, 200 451, 600 497, 200 604, 800 23 385, 100 454, 400 499, 900 607, 300 24 388, 000 457, 200 502, 600 609, 800 25 390, 700 459, 900 505, 300 612, 200 26 393, 400 462, 600 508, 000 614, 600		16	365, 500	435, 200	480, 800	589, 900
19 373, 900 443, 300 489, 100 597, 400 20 376, 700 446, 000 491, 900 599, 900 21 379, 300 448, 800 494, 500 602, 300 22 382, 200 451, 600 497, 200 604, 800 23 385, 100 454, 400 499, 900 607, 300 24 388, 000 457, 200 502, 600 609, 800 25 390, 700 459, 900 505, 300 612, 200 26 393, 400 462, 600 508, 000 614, 600		17	368, 300	437, 900	483, 500	592, 400
20 376, 700 446, 000 491, 900 599, 900 21 379, 300 448, 800 494, 500 602, 300 22 382, 200 451, 600 497, 200 604, 800 23 385, 100 454, 400 499, 900 607, 300 24 388, 000 457, 200 502, 600 609, 800 25 390, 700 459, 900 505, 300 612, 200 26 393, 400 462, 600 508, 000 614, 600		18	371, 100	440, 600	486, 300	594, 900
21 379, 300 448, 800 494, 500 602, 300 22 382, 200 451, 600 497, 200 604, 800 23 385, 100 454, 400 499, 900 607, 300 24 388, 000 457, 200 502, 600 609, 800 25 390, 700 459, 900 505, 300 612, 200 26 393, 400 462, 600 508, 000 614, 600		19	373, 900	443, 300	489, 100	597, 400
22 382, 200 451, 600 497, 200 604, 800 23 385, 100 454, 400 499, 900 607, 300 24 388, 000 457, 200 502, 600 609, 800 25 390, 700 459, 900 505, 300 612, 200 26 393, 400 462, 600 508, 000 614, 600		20	376, 700	446, 000	491, 900	599, 900
23 385, 100 454, 400 499, 900 607, 300 24 388, 000 457, 200 502, 600 609, 800 25 390, 700 459, 900 505, 300 612, 200 26 393, 400 462, 600 508, 000 614, 600		21	379, 300	448, 800	494, 500	602, 300
24 388,000 457,200 502,600 609,800 25 390,700 459,900 505,300 612,200 26 393,400 462,600 508,000 614,600		22	382, 200	451, 600	497, 200	604, 800
25 390, 700 459, 900 505, 300 612, 200 26 393, 400 462, 600 508, 000 614, 600		23	385, 100	454, 400	499, 900	607, 300
26 393, 400 462, 600 508, 000 614, 600		24	388, 000	457, 200	502, 600	609, 800
		25	390, 700	459, 900	505, 300	612, 200
27 396, 100 465, 300 510, 700 617, 000		26	393, 400	462, 600	508, 000	614, 600
		27	396, 100	465, 300	510, 700	617, 000

28	398, 800	468, 000	513, 400	619, 400
29	401, 300	470, 600	516, 000	621, 900
30	403, 900	473, 300	518, 700	623, 900
31	406, 500	476, 000	521, 400	625, 900
32	409, 100	478, 700	524, 100	627, 900
33	411, 500	481, 200	526, 700	629, 800
34	414,000	483, 900	529, 200	631, 800
35	416, 500	486, 600	531, 700	633, 800
36	419,000	489, 300	534, 200	635, 800
37	421, 400	491, 800	536, 800	637, 700
38	423, 800	494, 300	539, 100	639, 700
39	426, 200	496, 800	541, 400	641, 700
40	428, 600	499, 300	543, 700	643, 700
41	430, 800	501, 700	545, 800	645, 500
42	433, 400	504, 000	548, 100	647, 500
43	436, 000	506, 300	550, 400	649, 500
44	438, 600	508, 600	552, 700	651, 500
45	441,000	511, 000	554, 800	653, 300
46	443, 500	513, 300	557, 000	655, 300
47	446, 000	515, 600	559, 200	657, 300
48	448, 500	517, 900	561, 400	659, 300
49	450, 800	520, 000	563, 700	661, 100
50	453, 200	522, 100	565, 800	663, 100
51	455, 600	524, 200	567, 900	665, 100
52	458, 000	526, 300	570, 000	667, 100
53	460, 200	528, 300	572, 000	668, 900
54	462, 100	530, 300	574, 000	670, 900
55	464, 000	532, 300	576, 000	672, 900
56	465, 900	534, 300	578, 000	674, 900
57	467, 800	536, 200	580, 100	676, 700

58	469,600	538, 000	582, 100	678, 700
59	471, 400	539, 800	584, 100	680, 700
60	473, 200	541, 600	586, 100	682, 700
61	474, 900	543, 200	588, 200	684, 500
62	476, 700	545, 000	590, 100	686, 500
63	478, 500	546, 800	592, 000	688, 500
64	480, 300	548, 600	593, 900	690, 500
65	482, 200	550, 200	595, 700	692, 300
66	483, 700	552, 000	597, 600	694, 300
67	485, 200	553, 800	599, 500	696, 300
68	486, 700	555, 600	601, 400	698, 300
69	488, 300	557, 200	603, 200	700, 100
70		558, 900	605, 100	702, 100
71		560, 600	607, 000	704, 100
72		562, 300	608, 900	706, 100
73		564, 100	610, 700	707, 900
74		565, 800	612, 600	709, 900
75		567, 500	614, 500	711, 900
76		569, 200	616, 400	713, 900
77		570, 900	618, 200	715, 700
78		572, 600	620, 100	717, 700
79		574, 300	622, 000	719, 700
80		576, 000	623, 900	721, 700
81		577, 700	625, 700	723, 500
82		579, 400	627, 600	
83		581, 100	629, 500	
84		582, 800	631, 400	
85		584, 500	633, 200	
86		586, 200	635, 100	
87		587, 900	637, 000	
I	I	I	I	I

88	589, 600	638, 900
89	591, 200	640, 700
90	592, 900	642, 600
91	594, 600	644, 500
92	596, 300	646, 400
93	597, 900	648, 200
94	599, 600	650, 100
95	601, 300	652, 000
96	603, 000	653, 900
97	604, 600	655, 600
98	606, 300	657, 500
99	608, 000	659, 400
100	609, 700	661, 300
101	611, 300	663, 000
102	613, 000	664, 900
103	614, 700	666, 800
104	616, 400	668, 700
105	618, 000	670, 400
106	619, 700	672, 300
107	621, 400	674, 200
108	623, 100	676, 100
109	624, 700	677, 800
110	626, 400	679, 700
111	628, 100	681, 600
112	629, 800	683, 500
113	631, 400	685, 200
114	633, 100	687, 100
115	634, 800	689, 000
116	636, 500	690, 900
117	638, 100	692, 600

	118			694, 500	
	119			696, 400	
	120			698, 300	
	121			700, 000	
定年前再		基 準給料月額	基 準給料月額	基 準給料月額	基 準給料月額
任用短時		円	円	円	円
間難		296, 200	338, 600	393, 000	466, 000

別表第2医療職給料表の医療職給料表(2)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用		基 準 給料月額	基 準給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
短時		田	円	円	円	円
問勤 務職 員	214, 900	241, 400	259, 100	278, 500	293, 100	

別表第2医療職給料表の医療職給料表(3)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
短時間勤	円	円	円	円	円
務職員	214, 900	241, 400	259, 100	278, 500	293, 100

(川口市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 川口市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当 する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(川口市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 川口市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第7号)の一部 を次のように改正する。

第17条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「川口市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第7号)第12条又は第13条第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「勤務時間等に関する条例第2条第1項」を「同条第1項」に改め、同条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和35年条例第58号) の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条第1号及び第2号中「以下」の次に「この条において」を加える。

第13条中「その者」を「当該現業職員」に改める。

第22条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、 同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の 6第1項若しくは第2項」を「川口市職員の定年等に関する条例(昭和59年条 例第7号)第12条又は第13条第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(現業職員の定年の引上げに伴う給料の特例)

2 当分の間、現業職員の給料は、当該現業職員が60歳に達した日後における

最初の4月1日以後、川口市職員の給与に関する条例附則第20項、第21項 及び第27項の規定の例により市長が定めるところにより算定するものとする。 (川口市職員互助会に関する条例の一部改正)

第6条 川口市職員互助会に関する条例(昭和38年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 川口市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第7号)第12条又は 第13条第1項の規定により採用された川口市職員

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(組織の特例)

2 互助会は、令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間、第2条各号に掲げる者のほか、川口市暫定再任用職員の採用等に関する条例(令和4年条例第 号)第6条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員に該当する川口市職員をもって組織する。

(川口市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第7条 川口市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41 年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条第1号及び第2号中「以下」の次に「この条において」を加える。

第24条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、 同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の 6第1項若しくは第2項」を「川口市職員の定年等に関する条例(昭和59年条 例第7号)第12条又は第13条第1項」に改める。

附則第1項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、 附則第2項及び第3項を削り、附則第4項に見出しとして「(川口市公営企業職 員の給与の種類及び基準を定める条例の廃止)」を付し、同項を附則第2項とし、 附則第5項を削り、附則に次の1項を加える。 (職員の定年の引上げに伴う給料の特例)

3 当分の間、職員の給料は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4 月1日以後、川口市職員の給与に関する条例附則第20項から第27項までの 規定の例により管理者が定めるところにより算定するものとする。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年 条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に 規定する短時間勤務の職を占める職員及び」を削り、「短時間勤務職員」の次に 「及び川口市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第7号)第12条又は 第13条第1項の規定により採用された職員」を加える。

附則に次の1項を加える。

(重複支給の調整の特例)

3 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間における第5条の規定の適用については、同条中「短時間勤務職員及び」とあるのは「短時間勤務職員、」と、「採用された職員」とあるのは「採用された職員及び川口市暫定再任用職員の採用等に関する条例(令和4年条例第 号)第6条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員」とする。

(川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第1 7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 川口市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第8条第2号に規定する管理監督職を占める職員

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される川口市職員の処遇等に関する条例の 一部改正)

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される川口市職員の処遇等に関する 条例(平成15年条例第46号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 川口市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第8条第2号に規定する管理監督職を占める職員

(川口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 川口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第 12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(川口市医療センター企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第12条 川口市医療センター企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成 18年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第10条第1号及び第2号中「以下」の次に「この条において」を加える。

第30条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第7条」を「第5条、第7条」に、「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「川口市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第7号)第12条又は第13条第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に 次の1項を加える。

(職員の定年の引上げに伴う給料の特例)

2 当分の間、職員の給料は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、川口市職員の給与に関する条例附則第20項から第27項までの規定の例により管理者が定めるところにより算定するものとする。

(川口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第13条 川口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年条例第1

0号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第2条第4項」を「第2条第3項」に改める。

第8条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条後段を削る。

(川口市職員の分限に関する条例の一部改正)

第14条 川口市職員の分限に関する条例(平成30年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給とする」 に改める。

第4条中「任命権者は」の次に「、職員が降任により現に属する職務の級より 同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場 合のほか」を加え、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「 場合は」に改め、同条第1号中「人事評価」の次に「の結果」を加える。

第5条中「人事評価」の次に「の結果」を加える。

第6条に次の1項を加える。

3 前項の規定は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この項において「他の職への降任等」という。)に該当する降任をする場合又は他の職への降任等に伴い降給をする場合には、適用しない。この場合において、他の職への降任等をされた職員又は他の職への降任等に伴い降給をされた職員には、その旨の通知を行うものとする。

附則に次の2項を加える。

(降給の種類の特例)

4 次の表の左欄に掲げる規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用 については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

川口市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第17号)附則第20項

並びに川口市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第17号)附則第20項の規定による降給とする

現業職員の給与の種類及び基準を定 並びに現業職員の給与の種類及び基 準を定める条例(昭和35年条例第 める条例(昭和35年条例第58号 58号) 附則第2項の規定による降) 附則第2項 給とする 並びに川口市上下水道局企業職員の 給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年条例第62号)附則第3 川口市上下水道局企業職員の給与の 種類及び基準を定める条例(昭和 4 1年条例第62号)附則第3項 項の規定による降給とする 川口市学校職員の給与等に関する条例(昭和44年条例第16号)第3条の規定によりその例によることとされる学校職員の給与に関する条例 並びに川口市学校職員の給与等に関 する条例(昭和44年条例第16号) 第3条の規定によりその例による こととされる学校職員の給与に関する条例(昭和31年埼玉県条例第3 3号)附則第8項の規定による降給 (昭和31年埼玉県条例第33号) 附則第8項 とする 川口市医療センター企業職員の給与 の種類及び基準を定める条例(平成 並びに川口市医療センター企業職員 の給与の種類及び基準を定める条例 (平成18年条例第33号) 附則第 18年条例第33号) 附則第2項 2項の規定による降給とする

(降給の手続の特例)

5 第6条第2項の規定は、前項の表の左欄に掲げる規定による降給の場合には、 適用しない。この場合において、これらの規定により降給をされた職員には、 これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うも のとする。

(川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第15条 川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第4条の2」を「第4条第10項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(川口市職員の再任用に関する条例の廃止)

第16条 川口市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第10号)は、廃止 する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の 日から施行する。 (令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年 改正法」という。) 附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60 年とする。

(勤務延長に関する経過措置)

- 3 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の川口市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の川口市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 4 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和1 1年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から 基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条 に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準 日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市長が別に 定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1 項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定によ り勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新 条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条 に規定する定年)に達している職員(当該市長が別に定める職にあっては、市長 が別に定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第3項の規定による勤務に ついて準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

6 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定に基づく採用については、別に条例で定める。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

- 7 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 8 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が 施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する 定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する地方公務員 法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

- 9 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

職員)

- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 10 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する地方公務員法 第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に 設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要 する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときに おける旧条例第3条に規定する定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。 (令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び

- 11 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、 当該職が基準日(附則第6項の規定が適用される間における各年の4月1日(施 行日を除く。)をいう。以下この項から附則第13項までにおいて同じ。)の前 日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準 日の前日における新条例定年を超える職とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含す。)
- 12 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が 基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に 係る新条例定年に達している者とする。
- 13 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第10項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

1 4 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。以下この項において同じ。)が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市長が別に定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該市長が別に定める短時間勤務の職にあっては、市長が別に定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することがで

きず、新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は同項の規 定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」 という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引 上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤 務職員(当該市長が別に定める短時間勤務の職にあっては、市長が別に定める定 年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

令和4年9月2日提出

議案第 89号

川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削り、同条第4項中「又は」を「若しくは」に、「(次条第1項において」を「又は川口市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第7号)第12条若しくは第13条第1項の規定により採用された職員(以下これらを」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員及び」及び「(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員等」を「任期付短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「任期付短時間勤務職員等」に改める。

第8条の2第4項中「(明治29年法律第89号)」を削る。

第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「任期付短時間勤務職員 等」に改める。

第14条第2項第8号中「別表に」を「同表に」に改め、同項第12号、第17号及び第18号中「再任用短時間勤務職員等」を「任期付短時間勤務職員等」に改め、同項第21号中「後8週間」を「以後1年」に改め、同項第22号中「(次条第1項」を「(同項」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条の2第4項の改正規定並びに第14条第2項第8号、第21号及び第22号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月2日提出

議案第 90号

川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和元年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第13条第15号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月2日提出

議案第 91号

川口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

川口市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第7号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア) 中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、「及び」の次に「引き続いて」を加え、「引き続き」を削り、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常 勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて 特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更 新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする 育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削り、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 川口市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する 異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第 8条第2号に規定する管理監督職を占める職員

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日

第2条の3第3号中イをウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合 又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

- ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- 第2条の3第3号に次のように加える。
- エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該

当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合第2条の4に次の1号を加える。
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第10条に次の1号を加える。

(3) 川口市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する 異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第 8条第2号に規定する管理監督職を占める職員

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。 第17条の表第4条第2項の項及び第4条第4項の項中「その者」を「当該職員」 」に改め、同表第4条第9項の項を削り、同表第4条の2の項中「第4条の2」を 「第4条第10項」に改め、同表第9条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第12条第3項の項及び第12条第4項の項を削り、同表第12条第5項の項中「育児休業条例」を「川口市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第7号)」に改める。

第18条の表第18条の見出し、同条第2項及び第3項の項及び第18条第1項 の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任 用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条中第4号を第 5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、第10条 に1号を加える改正規定並びに第17条の表、第18条の表、第20条第2号及 び第21条第1項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員については、この条例による改正前の川口市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号及び第11 条第6号の規定は、なおその効力を有する。

令和4年9月2日提出

議案第 92号

川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川口市職員退職手当支給条例(昭和37年条例第68号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は」を削り、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第4条第1項及び第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条の2第2項中「第10条第7項」を「同条第7項」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第9条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第10条第4項において」に改め、「額(以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第15条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該 退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他市長が別に定めるもの を除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が別に定める職員が、 市長が別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施 期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期 間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項 及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4 条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第19条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「に あっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあっては」 を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員 」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第1項中「(以下「適用日」という。)」を削り、附則第2項から第4項ま でを削り、附則第5項中「(附則第3項の規定に該当する場合を除く。)」を削り、 同項を附則第2項とし、附則第6項を削り、附則第7項中「附則第5項」を「前項 」に改め、同項を附則第3項とし、附則中第8項を第4項とし、第9項から第21 項までを削り、附則第22項中「旧専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭 和59年法律第69号) 附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社 | に、「旧日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59 年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社」に改 め、「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「(昭 和59年法律第71号)」を、「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施 行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「(昭和59年法律第87号)」 を、「国家公務員等退職手当法」の次に「(昭和28年法律第182号)」を加え、 同項を附則第5項とし、附則第23項中「に旧日本国有鉄道」を「に日本国有鉄道 改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道 法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以 下この項において「旧日本国有鉄道」という。)」に改め、同項を附則第6項とし、 附則第24項中「条例第17号」を「川口市職員退職手当支給条例の一部を改正す る条例(昭和49年条例第17号。以下「条例第17号」という。)」に改め、「 第5条の3まで」の次に「及び附則第17項から第25項まで」を加え、「附則第 24項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第25項中「第5 条の2」の次に「及び附則第20項」を加え、同項を附則第8項とし、附則第26 項中「第5条」の次に「又は附則第18項」を加え、「附則第24項」を「附則第 7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第27項を第10項とし、第28項 を第11項とし、附則第29項中「附則別表第1」を「附則別表」に改め、同項を 附則第12項とし、附則中第30項を第13項とし、第31項を第14項とし、第 32項を第15項とし、附則第33項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月 31日」に、「附則第32項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第16項と し、附則に次の9項を加える。

- 17 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第17項」とする。
- 18 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第18項」とする。
- 19 前2項の規定は、医師及び歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 20 川口市職員の給与に関する条例附則第20項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 2 1 当分の間、第4条第1項に規定する者(11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に限る。)及び第5条第1項に規定する者(25年以上勤続して退職した者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者又は勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に限る。)に対する第5条の3及び第9条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年退職日」とあるのは「定年退職日(医師及び歯科医師以外の者(川口市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第一号)第1条の規定による改正前の川口市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第7号)第3条本文の適用を受けていた者であって医師及び歯科医師に該当する職員を含む。第9条の3において同じ。)にあっては、その者が60歳に達する日以後における最初の3月31日)」と、同条の表及び第9条の3の表中「定年」とあるのは「定年(医師及び歯科医師以外の者

にあっては、60歳)」とする。

- 2 2 当分の間、第 4 条第 1 項に規定する者(1 1 年以上 2 5 年未満の期間勤続して退職した者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に限る。)及び第 5 条第 1 項に規定する者(2 5 年以上勤続して退職した者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者又は勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に限る。)(医師及び歯科医師以外の者(川口市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和 4 年条例第一号)第 1 条の規定による改正前の川口市職員の定年等に関する条例(昭和 5 9 年条例第 7号)第 3 条本文の適用を受けていた者であって医師及び歯科医師に該当する職員を含む。附則第 2 4 項及び第 2 5 項において同じ。)に限る。)(市長が別に定める者を除く。)に対する第 5 条の 3 の規定の適用については、同条中「から 1 年前まで」とあるのは、「まで」とする。
- 2 3 当分の間、第4条第1項に規定する者(11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に限る。)及び第5条第1項に規定する者(25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は法律の規定に基づく任期を終えて退職した者に限る。)を除く。)に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「定年から20年」とあるのは、「定年(医師及び歯科医師以外の者(川口市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第一号)第1条の規定による改正前の川口市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第7号)第3条本文の適用を受けていた者であって医師及び歯科医師に該当する職員を含む。)にあっては、60歳)から15年」とする。
- 24 当分の間、第5条第1項に規定する者(職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。

-)であって医師及び歯科医師以外の者が60歳に達する日前に退職した場合における第5条の3及び第9条の3の規定の適用については、第5条の3の表及び第9条の3の表中「100分の3」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 25 当分の間、第5条第1項に規定する者(職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。)であって医師及び歯科医師以外の者が60歳に達した日以後に退職した場合における第5条の3及び第9条の3の規定の適用については、第5条の3の表及び第9条の3の表中「100分の3」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に

附則

相当する年数で除して得た割合」とする。

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第5条の2第2項、第15条第4項及び附則第29項の改正規定並びに附則 第33項の改正規定(「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改 める部分に限る。)並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第15条第11項第5号の改正規定 令和4年10月1日
 - (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和5年4月1日 (経過措置)
- 2 前項第1号に掲げる規定による改正後の川口市職員退職手当支給条例(次項に おいて「第1号新条例」という。)第15条第4項の規定は、令和4年7月1日 から適用する。
- 3 第1号新条例第15条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を 開始した職員及び同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用し、 同日前に同項の事業を開始した職員及び同項の市長が定める職員に該当するに至

った者については、なお従前の例による。

4 第1項第3号に掲げる規定による改正後の川口市職員退職手当支給条例の規定は、令和5年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和49年条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第5条まで」の次に「又は附則第17項若しくは第18項」を、「第5条の3まで」の次に「及び附則第17項から第25項まで」を加え、附則第4項中「第5条の2」の次に「及び附則第20項」を加え、附則第5項中「第5条」の次に「又は附則第18項」を加え、附則第6項中「退職手当条例附則第6項」を「川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(令和4年条例第

号)による改正前の退職手当条例(以下この項において「令和4年旧条例」という。)附則第6項」に、「、退職手当条例」を「、令和4年旧条例」に、「附則第7項」を「次項」に、「と退職手当条例」を「と令和4年旧条例」に改める。

(川口市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

6 川口市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成16年条例第23 号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「附則第24項」を「附則第7項」に改める。

令和4年9月2日提出

議案第 93号

川口市暫定再任用職員の採用等に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、川口市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第 号。以下「改正条例」という。)附則第6項の規定に基づき、暫定再任用職員(次条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。)の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者等の採用)

- 第2条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から第5条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(改正条例第1条の規定による改正前の川口市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第7号。以下「定年条例」という。)(以下「旧定年条例」という。)第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(今和5年4月1日(以下「特定日」という。)以後に新たに設置された職及び特定日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が特定日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 特定日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。) 附則第3条第5項又は改正条例附則第3項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して特定日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して特定日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年

法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6 第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2 項又は第5条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第 6号において同じ。)をされたことがある者

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢 到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務 を要する職に係る定年条例第3条に規定する定年(以下「定年」という。)に達 している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、 1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することが できる。
 - (1) 特定日以後に定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 特定日以後に定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 特定日以後に定年条例第12条の規定により採用された者のうち、地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 特定日以後に定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、地方公務員法第22条の5第3項において準用する同法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して特定日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。) であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある 者
 - (6) 25年以上勤続して特定日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。) であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫 定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲 内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採 用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以 前でなければならない。

- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、第4条 第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された 職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職 員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の 結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定 再任用職員の同意を得なければならない。
- 第3条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、市の加入する地方公共団体の組合(次項及び第5条において「組合」という。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、 組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあ る者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る定年に達し ている者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することがで きる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第4条 任命権者は、第2条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年(特定日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び特定日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が特定日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとし

たときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、第2条第2項各号に掲げる者の うち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しよう とする短時間勤務の職に係る定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常 時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているもの とした場合における定年をいう。次条第2項において同じ。)に達している者(定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を 除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。 3 前2項の場合においては、第2条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合における第2条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、 組合における第2条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日まで の間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年相 当年齢に達している者(定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の 職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定め る情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤 務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、第2条第3項から第5項までの規定を準用する。 (暫定再任用職員の給与)
- 第6条 川口市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第17号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再

任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)であるものとした場合に適用される給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 給与条例の適用を受ける暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第10条の規定によりみなして適用する川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与 条例第9条第2項及び第12条第2項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与条例第16 条第3項及び第16条の4第2項の規定を適用する。
- 5 給与条例第4条第1項から第9項まで、第7条、第8条及び第8条の3の規定 は、暫定再任用職員には適用しない。
- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第 1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用職員(同法第17条の 規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用職員を含む。)についての 第1項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、川口市職 員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年条例第6号)第2条第2項 の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する 勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 第7条 次に掲げる条例の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
 - (1) 現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和35年条例第58号)第

5条、第5条の3及び第14条の規定

- (2) 川口市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年 条例第62号)第5条、第5条の3及び第14条の規定
- (3) 川口市医療センター企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18 年条例第33号)第7条、第9条及び第20条の規定

(暫定再任用短時間勤務職員の特殊勤務手当)

第8条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、 川口市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第7号)第18条の規 定を適用する。

(退職手当の不支給)

第9条 暫定再任用職員に対する川口市職員退職手当支給条例(昭和37年条例第68号)第2条第1項の規定の適用については、同項中「を除く」とあるのは、「又は川口市暫定再任用職員の採用等に関する条例(令和4年条例第号)第2条第4項に規定する暫定再任用職員を除く」とする。

(暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間、休日及び休暇)

第10条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、 勤務時間条例の規定を適用する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、暫定再任用職員の採用等に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月2日提出

議案第 94号

川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川口市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第4条の表川口市立医療センターの項中「病理診断科」の次に「、緩和ケア内科」を加え、「539床」を「510床」に改める。

附則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の表川口市立医療センターの項の改正規定(「5 3 9 床」を「5 1 0 床」に改める部分に限る。)は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和4年9月2日提出

議案第 95号

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成7年条例第14号)の一部 を次のように改正する。

第13条の2中「第9条第2項」を「法第9条第2項」に、「及び法」を「及び 」に、「第15条の2の6第2項」を「法第15条の2の6第2項」に改める。 第53条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

別表第1の1廃棄物処理手数料の表中

	市の処理施設に搬入されるもの (特定処理廃棄物を除く。)		30円	10キログラム未 満の端数があると きは、これを四捨 五入するものとす る。
事業物と	系一般廃棄物及び一般廃棄 併せて処理する産業廃棄物	重量10キ ログラムに つき	220円	

を

市の処理施設に搬入されるもの(特定処理廃棄物を除く。)	重量10キ ログラムに つき	100円	重量が10キログ ラム未満の場合は 10キログラムに 切り上げるものと
事業系一般廃棄物及び一般廃棄 可と併せて処理する産業廃棄物	重量10キ ログラムに つき	220円	し、重量が10キログラム以上の場合は10キログラム以上の場合は10キログラム未満の端数を四捨五入するものとする。

に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表第 1の規定は、この条例の施行の日以後に市の処理施設に搬入される家庭系廃棄物 (特定処理廃棄物を除く。以下同じ。)に係る廃棄物処理手数料について適用し、 同日前に市の処理施設に搬入された家庭系廃棄物に係る廃棄物処理手数料につい ては、なお従前の例による。

令和4年9月2日提出

議案第 96号

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市建築基準法等関係事務手数料条例(平成11年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「又は法」を「又は」に改め、同条第32号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同条第33号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同条第47号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同条第48号中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

第5条第1項第7号を同項第9号とし、同項第6号中「長期優良住宅建築等計画の認定を受けた」を削り、同号を同項第8号とし、同項中第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手 数料
 - ア 確認書等が添付されているもの 1件につき 別表第2の2 (ア)の欄に 掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表 (イ)の欄 に定める額に2分の1を乗じて得た額
 - イ 確認書等が添付されていないもの 1件につき 別表第2の2(ア)の欄 に掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(ウ)の 欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
- 第5条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
- (3) 法第5条第6項及び第7項の規定に基づく同条第6項に規定する長期優良住 宅維持保全計画(以下「長期優良住宅維持保全計画」という。)の認定申請手 数料
 - ア 確認書等が添付されているもの 1件につき 別表第2の2 (ア)の欄に 掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表 (イ)の欄 に定める額
 - イ 確認書等が添付されていないもの 1件につき 別表第2の2(ア)の欄 に掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(ウ)の

欄に定める額

第5条第2項中「及び第3号」を「、第3号、第4号及び第6号」に改める。 第11条第1項中「第4号、」を「第5号、」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2 (第5条関係)

	(ア)	(2)	(, , ,	
住宅の種類	床面積の合計	(1)	(ウ)	
一戸建て		13,000円	85,000円	
共同住宅等 (共同住宅、長	500平方メートル以内の場合	25,000円	194,000円	
異の性で、及 屋その他の一 戸建ての住宅 以外の住宅を	500平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内の場合	42,000円	306,000円	
いう。)	1,000平方メートルを超え、2,5 00平方メートル以内の場合	78,000円	599,000円	
	2,500平方メートルを超え、5,0 00平方メートル以内の場合	118,000円	1,068,000円	
	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内の場合	173,000円	1,832,000円	
	10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内の場合	300,000円	3,384,000円	
	20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内の場合	386,000円	4,832,000円	
	30,000平方メートルを超える場合	451,000円	5, 919, 000円	

附則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、 公布の日から施行する。

令和4年9月2日提出

議案第 97号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

1 工 事 名 旧領家高層住宅・領家公民館・領家保育所解体工事

2 工事場所 川口市領家3丁目13番15号

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約金額 518,953,600円

5 契約の相手方 埼玉県川口市北原台3丁目16番38号

株式会社修和

代表取締役 染 谷 修

令和4年9月2日提出

議案第 98号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

1 工 事 名 中学校夜間学級新校舎建設工事

2 工事場所 川口市芝園町3番18号

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約金額 782,478,400円

5 契約の相手方 埼玉県川口市末広3丁目14番10号

埼和興産株式会社

代表取締役 北 濵 雄 嗣

令和4年9月2日提出

議案第 99号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方

川口市在住

女 性 56歳 他23名

2 損害賠償の額

3,062,592円

3 損害賠償の要旨

児童手当等の支給誤りに係る損害賠償の額は、平成24年度から令和3年度までの当該手当等の支給誤りに伴う未払額のうち、法令に規定する時効期間(2年)が経過した手当の未払額2,186,920円及び過年度臨時特別給付金の未払額53,000円並びに未払期間に対応する遅延損害金の額822,672円の合計額3,062,592円とする。

令和4年9月2日提出

議案第100号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路移	泉名	起	点	終	点	重要な経過地	幅 員 (m)	延 長 (m)
新 第207-	郷 -2号線	本蓮3丁目1′	7番24地先	本蓮3丁目	17番4地先		4. 5	80. 5

令和4年9月2日提出



議案第101号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路	線名	起	点	終	点	な 也	幅 員 (m)	延 長 (m)
鳩 第2	i ケ 谷 222-1号線	鳩ヶ谷本町3丁目	1425番30地先	鳩ヶ谷本町3丁	目1425番7地先		5. 0	112. 5

令和4年9月2日提出



議案第102号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第 3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起	点	終	点	重要な経過地	幅 員 (m)	延 長 (m)
横 曽 根 第369号線	南町1丁目20	7番地先	南町1丁目2	2 0 4 番 地 先		2. 7	14. 4

令和4年9月2日提出



議案第103号

市道路線の廃止について

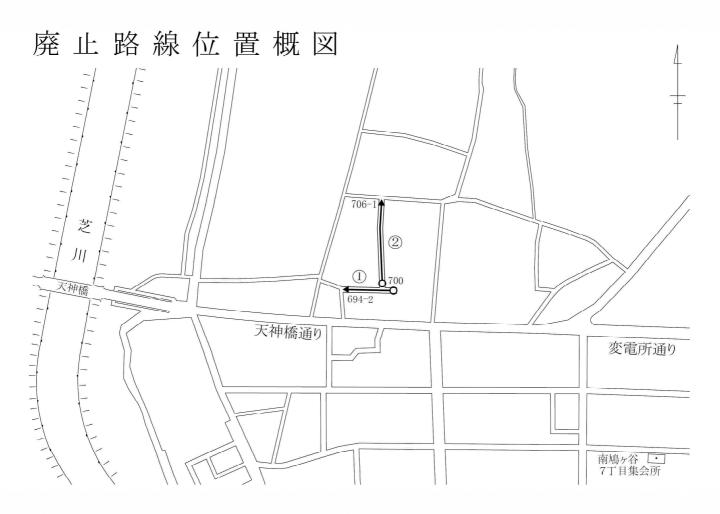
次の市道路線を廃止するため、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第 3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起	点	終	点	重要な経過地	幅 員 (m)	延 長 (m)	
鳩 ケ 谷 第9025号線	大字辻字永城	700番地先	大字辻字永城	694番2地先		1.8	54. 4	1
鳩 ケ 谷 第9026号線	大字辻字永娟	· 700番地先	大字辻字永城	706番1地先		1.8	94. 5	2

令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫



議案第104号

令和3年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定について 令和3年度下記各会計決算を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233 条第3項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和3年度川口市一般会計歳入歳出決算書

令和3年度川口市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

令和3年度川口市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書

令和3年度川口市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

令和3年度川口市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

令和3年度川口市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算書

令和3年度川口市立看護学校事業特別会計歳入歳出決算書

令和3年度川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算書

令和3年度川口駅東口地下公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算書

令和3年度川口市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算書

令和3年度川口市学童等災害共済事業特別会計歳入歳出決算書

令和3年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

令和3年度川口市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算書

令和4年9月2日提出

議案第105号

令和3年度川口市水道事業会計決算認定について

令和3年度川口市水道事業会計決算を、地方公営企業法(昭和27年法律第29 2号)第30条第4項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付す る。

令和4年9月2日提出

議案第106号

令和3年度川口市下水道事業会計決算認定について

令和3年度川口市下水道事業会計決算を、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

議案第107号

令和3年度川口市病院事業会計決算認定について

令和3年度川口市病院事業会計決算を、地方公営企業法(昭和27年法律第29 2号)第30条第4項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付す る。

令和4年9月2日提出

議案第108号

川口市教育委員会教育長の任命同意について

川口市教育委員会教育長に次の者を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により同意を求める。

記

井 上 清 之 昭和34年6月8日生 川口市中青木3丁目13番5号 令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 井上清之

生年月日 昭和34年6月8日

現住所 川口市中青木3丁目13番5号

平成21年 4月 川口市立安行中学校長

平成24年 4月 川口市教育局学校教育部学務課主幹

平成26年 4月 川口市教育局学校教育部次長兼学務課長

平成28年10月 川口市教育局学校教育部長

平成30年 4月 川口市立高等学校長

議案第109号

川口市教育委員会委員の任命同意について

川口市教育委員会委員に次の者を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に 関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により同意を求める。

記

菅 原 京 子 昭和32年10月11日生 川口市大字峯922番地の10 令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 菅原京子

生年月日 昭和32年10月11日

現 住 所 川口市大字峯922番地の10

平成24年 4月 川口市教育局学校教育部指導課主幹兼教育研究所副所長

平成26年 4月 川口市教育局学校教育部次長兼指導課長

平成28年 4月 川口市立元郷南小学校長

平成30年 4月 埼玉学園大学人間学部子ども発達学科客員教授

平成30年10月 川口市教育委員会委員

平成31年 4月 埼玉大学教育機構教員養成支援センター教職指導員

議案第110号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により意見を求める。

記

小 松 秀 人 昭和53年12月6日生 川口市栄町1丁目19番11-3 12号

令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 小 松 秀 人

生年月日 昭和53年12月6日

現 住 所 川口市栄町1丁目19番11-312号

平成25年10月 川口市子ども・子育て会議委員

令和 2年 4月 株式会社コマーム代表取締役社長

令和 2年 7月 川口市男女共同参画推進委員会委員